

入院時食事療養について



当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を、適時、適温で提供しています。

【食事の時間 について】



朝食：午前 7時 頃

昼食：12時 頃

夕食：午後 6時 以降

【食事の場所 について】

お部屋だけでなく
デイルーム・
デイコーナーも
利用できます。



【入院時食事療養費 について】

(1食につき)

	限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 適用区分等	令和8年6月 から
1	一般 (区分ア～エ)	550円
2	小児慢性特定疾病児童 等の指定難病患者 (次の3、4に非該当)	330円
3	住民税非課税世帯 (区分オ、Ⅱ)	270円
		入院期間90日 を超えるもの (区役所等へ要申請) 220円
4	非課税世帯で所得が 一定基準以下 (区分Ⅰ)	130円

※市販の流動食を経管栄養法で摂取した場合は、この限りではありません。

【選択メニュー について】

当院では、選択メニュー食を実施しております。
詳しい内容は、テレビでご覧になれます。

◆対象

- ・ 一般食
- ・ 全粥食
- ・ 産前食
- ・ お産食
- ・ 学童食A
- ・ 学童食B
- ・ 青年食

◆自己負担額

1食につき、左記金額に**20円**の加算

◆申し込み方法

選択メニュー対象の方には、昼食時のトレーに翌々日分の申し込み用紙を入れて配膳いたします。
配布日の昼食または夕食時のトレーに入れてお返してください。

※治療のために食事内容が変更となる場合や、その他の事情等により配膳する食事の内容が選択された内容と異なる場合がありますので、ご了承ください。

